

品川区国民健康保険趣旨普及小冊子等広告掲載取扱要綱

制定 平成26年11月17日 区長決定  
要綱第160号  
改正 平成28年2月26日 要綱第73号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区が発行する国民健康保険趣旨普及小冊子「わかりやすい国保」および国民健康保険広報紙「こんにちは国保です」(以下これらを「小冊子等」という。)への広告を掲載することに関し、必要な事項を定める。

(掲載の範囲)

第2条 掲載することができる広告は、区民生活に関連した公共性を有するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 小冊子等の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に係わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 法令で禁止され、または法令に接触するおそれのあるもの
- (6) その他小冊子等に掲載する広告として適当でないもの

(広告の位置)

第3条 「わかりやすい国保」における広告を掲載する位置は、裏表紙および裏表紙の内側と、本文中(表紙、裏表紙および裏表紙の内側を除く部分をいう。以下同じ。)のうち数頁とする。

2 「こんにちは国保です」における広告を掲載する位置は、裏表紙とする。

(広告の大きさ、掲載料等)

第4条 広告の大きさ、掲載料等は次のとおりとする。

(1) 国民健康保険趣旨普及小冊子「わかりやすい国保」

	広告名	種別	大きさ	広告掲載料
1	1号広告	裏表紙全面(カラー)	縦およそ18センチメートル 横およそ10センチメートル	100,000円
2	2号広告	裏表紙全面の 2分の1(カラー)	縦およそ9センチメートル 横およそ10センチメートル	50,000円
3	3号広告	裏表紙内側の全面 (カラー)	縦およそ18センチメートル 横およそ10センチメートル	60,000円
4	4号広告	裏表紙内側の全面の 2分の1(カラー)	縦およそ9センチメートル 横およそ10センチメートル	30,000円
5	5号広告	本文中1頁の全面 (カラー)	縦およそ18センチメートル 横およそ10センチメートル	60,000円
6	6号広告	本文中1頁の全面の 2分の1(カラー)	縦およそ9センチメートル 横およそ10センチメートル	30,000円

(2) 国民健康保険広報紙「こんにちは国保です」

	広告名	種別	大きさ	広告掲載料
1	1号広告	裏表紙全面(3色)	縦およそ29センチメートル 横およそ19センチメートル	300,000円
2	2号広告	裏表紙全面の2分の1 (3色)	縦およそ14.5センチメートル 横およそ19センチメートル	150,000円
3	3号広告	裏表紙全面の4分の1 (3色)	縦およそ14.5センチメートル 横およそ9.5センチメートル	75,000円

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者は、広報紙等で募集する。

(広告の申込み)

第6条 趣旨普及小冊子等に広告を掲載しようとする広告掲載希望者は、品川区国民健康保険趣旨普及小冊子等広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする版下原稿を添えて、区長に提出するものとする。

(決定)

第7条 区長は、前条に規定する申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、品川区国民健康保険趣旨普及小冊子等広告掲載決定通知書(第2号様式)または品川区国民健康保険趣旨普及等小冊子広告非掲載決定通知書(第3号様式)により申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、一括前納とする。ただし、健康推進部長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第9条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、区長は、広告を掲載することについて決定を受けた者(以下「広告主」という。)の責によらない理由によって、広告を掲載することができなかつたときは、返還するものとする。

(広告の版の内容および費用)

第10条 広告の版の内容は、広告主の責任とする。

2 広告の版の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(掲載の取消)

第11条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が、広告掲載料の納付期限までに広告掲載料を納入しなかつたとき。

(2) 広告主から、広告を掲載することについて取消しの申し出があつたとき。

(3) 広告を掲載することが決定した後、当該広告を掲載することで、小冊子等の公共性を害するおそれが生じたとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議のうえ広告の掲載を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

品川区国民健康保険趣旨普及小冊子等広告掲載申込書

年 月 日

品川区長あて

広告掲載申込者

(名称) \_\_\_\_\_

〒

(住所) \_\_\_\_\_

(代表者) 職・氏名 \_\_\_\_\_

(担当者) 職・氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先) TEL \_\_\_\_\_

品川区国民健康保険趣旨普及小冊子等への広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

記

1. 広告の掲載を希望する発行物および大きさ

掲載を希望する発行物	大きさ
<input type="checkbox"/> わかりやすい国保	<input type="checkbox"/> 1号広告（裏表紙 縦×横 およそ 18 cm×10 cm） <input type="checkbox"/> 2号広告（裏表紙 縦×横 およそ 9 cm×10 cm） <input type="checkbox"/> 3号広告（裏表紙内側 縦×横 およそ 18 cm×10 cm） <input type="checkbox"/> 4号広告（裏表紙内側 縦×横 およそ 9 cm×10 cm） <input type="checkbox"/> 5号広告（本文中 縦×横 およそ 18 cm×10 cm） <input type="checkbox"/> 6号広告（本文中 縦×横 およそ 9 cm×10 cm）
<input type="checkbox"/> こんにちは国保です	<input type="checkbox"/> 1号広告（裏表紙 縦×横 およそ 29 cm×19 cm） <input type="checkbox"/> 2号広告（裏表紙 縦×横 およそ 14.5 cm×19 cm） <input type="checkbox"/> 3号広告（裏表紙 縦×横 およそ 14.5 cm×9.5 cm）

※希望する発行物名および大きさにレ印を記入してください。

年 月 日

様

品川区長

品川区国民健康保険趣旨普及小冊子等広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載を決定しましたので、通知します。

記

1. 発行物名および大きさ
2. 広告掲載料
3. 広告掲載料納付期限

平成 年 月 日

様

品川区長

品川区国民健康保険趣旨普及小冊子等広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり不決定としましたので、通知します。

記

1. 不決定理由